

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

彦根市は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

滋賀県彦根市長

公表日

令和7年8月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法及び彦根市国民健康保険条例に基づく事務を行っている。 この業務を行うにあたり、次の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>①被保険者の資格管理および各種届出に関する事務 ②保険料の賦課・収納に関する事務 ③給付業務 ④公金受取口座情報の確認</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供
③システムの名称	<p>①国民健康保険システム②国保総合システム③国保情報集約システム④番号連携システム⑤中間サーバー⑥行政基本システム⑦次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下、「国保総合(国保集約)システム(※)という。)⑧医療保険者等向け中間サーバ等(同サーバから特定個人情報を除いた状態でオンライン資格確認等システムへ情報が連携される)</p> <p>※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会(滋賀県では、滋賀県国民健康保険団体連合会)に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。</p> <p>※「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。</p> <p>医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険給付ファイル、国民健康保険賦課ファイル、国民健康保険資格ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項および別表第44項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条および第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(利用特定個人情報省令)第2条の表 (情報提供の根拠) 第2, 3, 6, 13, 16, 19, 27, 38, 42, 48, 56, 65, 69, 83, 87, 111, 115, 116, 125, 131, 137, 141, 146, 158, 161, 164, 165, 166, 173項</p> <p>(情報照会の根拠) 第69,70,71,160項 (オンライン資格確認の準備業務) 番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	彦根市総務部総務課法規行政係 〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号 0749-30-6100
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	彦根市市民環境部保険年金課 〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号 0749-30-6112、0749-30-6145
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月29日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月29日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>リスクに対する措置としては、以下を講じている。 ・個人番号カードや本人確認書類の厳格な確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。 ・宛名番号や保険証番号を用いて突合を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。</p>
9. 監査	
実施の有無	<p>[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査</p>
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>以下を実施することで漏えい・滅失・毀損リスクに対して措置を講じています。 ・国民健康保険システムへのアクセス時におけるユーザIDによる識別とパスワードおよび指紋による認証 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月16日	I-1-②事務の概要	<p>国民健康保険法及び彦根市国民健康保険条例に基づく事務を行っている。 この業務を行うにあたり、次の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>①被保険者の資格管理および各種届出に関する事務 ②保険料の賦課・収納に関する事務 ③給付業務</p>	<p>国民健康保険法及び彦根市国民健康保険条例に基づく事務を行っている。 この業務を行うにあたり、次の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①被保険者の資格管理および各種届出に関する事務 ②保険料の賦課・収納に関する事務 ③給付業務</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うた</p>	事後	令和3年3月よりオンライン資格確認等システム稼働予定

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月16日	I-1-③システムの名称	国民健康保険システム、次期国保総合システム、国保情報集約システム	①国民健康保険システム②国保総合システム③国保情報集約システム④番号連携システム⑤中間サーバー⑥行政基本システム⑦次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下、「国保総合(国保集約)システム(※)という。’)⑧医療保険者等向け中間サーバ等(同サーバから特定個人情報を除いた状態でオンライン資格確認等システムへ情報が連携される) ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会(滋賀県では、滋賀県国民健康保険団体連合会)に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。 ※「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。	事後	同上
令和2年12月29日	I.3 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	同上
令和2年12月29日	I.4.②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)	(情報提供) ①番号利用法 別表第二	事後	同上
令和2年12月29日	II-1 対象人数(基準日)	平成27年6月30日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	同上
令和2年12月29日	II-2 取扱者数(基準日)	平成27年6月30日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	同上
令和5年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	(追加)	④公金受取口座情報の確認	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一第30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	番号法第9条第1項、別表第一第30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条および第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条	事前	
令和5年1月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	市民環境部保険年金課、保険料課	市民環境部保険年金課	事前	
令和5年1月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	保険年金課長、保険料課長	保険年金課長	事前	
令和5年1月4日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	彦根市市民環境部保険年金課、保険料課 〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号 0749-30-6112、0749-30-6145	彦根市市民環境部保険年金課 〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号 0749-30-6112、0749-30-6145	事前	
令和5年1月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年12月1日時点	令和5年1月4日時点	事前	
令和5年1月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年12月1日時点	令和5年1月4日時点	事前	
令和7年8月29日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第30項	番号法第9条第1項および別表第44項	事後	法改正に伴う記載変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月29日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	(情報提供) ① 番号利用法 別表第二 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,6 2,78,80,87,88,93,97,106,109,119の項 ② 番号利用法 別表第二の主務省令で定め る事務及び情報を定める命令第1,2,3,4,5,8,10 の2,11の 2,12の3,15,19,20,25,33,41の2,43,44,46,49,53,55 の2,59の3条 (情報照会) ① 番号利用法 別表第二42,43,44,45の項 ② 番号利用法 別表第二の主務省令で定め る事務及び情報を定める命令第25,25の2,26条	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報 の提供に関する命令(利用特定個人情報省 令)第2条の表 (情報提供の根拠) 第2, 3, 6, 13, 16, 19, 27, 38, 42, 48, 56, 65, 69, 83, 87, 111, 115, 116, 125, 131, 137, 141, 146, 158, 161, 164, 165, 166, 173項 (情報照会の根拠) 第69,70,71,160項 (オンライン資格確認の準備業務) 番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報 連携のためではなくオンライン資格確認の準備 として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第 2項	事後	法改正に伴う記載変更
令和7年8月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年1月4日時点	令和7年8月29日時点	事後	
令和7年8月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年1月4日時点	令和7年8月29日時点	事後	
令和7年8月29日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	項目の追加による記載	事後	追記
令和7年8月29日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	—	項目の追加による記載	事後	追記